

## 一般競争入札の施行について（公告）

一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第5条の規定により公告する。

令和7年2月13日

岡山市長 大森 雅夫

### 1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和7年度「おかやまSDGs・ESDなび」企画・コンテンツ作成業務委託

(2) 履行場所

岡山市内ほか

(3) 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

(4) 支払条件

業務完了後、一括払

(5) 入札案件概要

令和7年度「おかやまSDGs・ESDなび」企画・コンテンツ作成業務委託 仕様書のとおり

(6) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5以上の額（詳細は共通事項のとおり）

(7) 契約保証

契約保証金 契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上の額（詳細は共通事項のとおり）

契約保証人 免除

(8) その他

市民協働局委託業務の履行確保等に関する調査取扱要領（以下「調査取扱要領」という。）に定める低入札価格調査の対象となる基準価格（許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税を含んだものとする。以下同じ。）の税抜き額の75%）を下回った場合には、調査取扱要領に従い調査を行う。

令和7年3月17日までに、市議会で本業務に係る令和7年度当初予算の議決が得られないとき、又は、その予算執行の承認が得られないときは、開札日時を延期する。この場合において、延期後の開札日時及び場所は、岡山市一般競争入札情報（各課発

注) ホームページに掲載する。また、令和7年3月31日までに、市議会で本業務に係る令和7年度当初予算の議決が得られないとき、又は、その予算執行の承認が得られないときは、本入札を中止する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札に参加できる者は、次に掲げる資格要件を満たす者(単独企業)又は満たす者で構成された共同企業体とする。ただし、イ、オの条件については、共同企業体の構成員のいずれかの者が満たしていれば足るものとする。

ア. 令第167条の4及び契約規則第2条第1項に掲げる者でないこと。

イ. 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)役務部門の業種「製作等」業種細区分「新聞、雑誌広告」又は役務部門の業種「電算」業種細区分「ウェブコンテンツの作成」に登載されていること。

ウ. 委託事務事業の執行の適正化に関する規程(昭和58年市訓令甲第20号)第10条第1項及び第2項に定める市内業者又は市内扱い業者であること。

エ. 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保(以下「指名停止等」という。)期間中でないこと。

オ. 平成31年4月1日以降に、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人またはそれらに準ずる団体のいずれかのESD・SDGsの取組に関して取材し、記事作成を行った実績を有すること。なお、記事作成は、1記事に当たり1,000文字以上とし、写真を2点以上使用している記事を2件以上作成しているものとする。

※共同企業体の構成員としての実績は、当該共同企業体における役割が上記の条件に適合するものであること。

(2) 共同企業体の構成要件

ア. この入札において、1つの構成員は同時に2つ以上の共同企業体の構成員になることはできない。

イ. 構成員は、単独でこの入札に参加することができない。

ウ. 構成員は、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき「有資格者名簿」役務部門に登載されていること。

エ. 入札参加資格確認結果及び入札結果の通知は、共同企業体の代表者に対して行うものとする。

オ. この委託業務の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

カ. 共同企業体の代表者は第1構成員とする。

### 3 入札手続等

#### (1) 契約条項等を示す場所

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

市民協働局市民協働部SDGs・ESD推進課（以下「SDGs・ESD推進課」という。）及び岡山市一般競争入札情報（各課発注）ホームページ  
ホームページアドレス

(<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-3-0-0-0-0-0-0.html>)

#### (2) 仕様書の交付期間及び方法

令和7年2月13日（木）から令和7年3月18日（火）までの午前9時から午後5時（岡山市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）にSDGs・ESD推進課において無償で交付する。交付を受けなかった者が入札に参加した場合は、失格とする。なお、契約に至らなかった場合は、郵送又は持参により仕様書を返却すること。また、仕様書の複写は厳禁とする。

#### (3) 入札説明会

実施しない。

#### (4) 質問の受付期限及び方法

令和7年2月26日（水）午後5時まで

電子メール又はファクシミリの方法で行うこととし、それ以外の方法によるものは受け付けない。また、電子メールによる場合は、メールの件名を「【入札質問】令和7年度「おかやまSDGs・ESDなび」企画・コンテンツ作成業務委託」とすること。なお、いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。

<提出先>

SDGs・ESD推進課

E-mail [esd@city.okayama.lg.jp](mailto:esd@city.okayama.lg.jp)

FAX 086-803-1777

#### (5) 質問回答の掲載期間及び方法

令和7年3月5日（水）午後5時から令和7年3月18日（火）まで

岡山市一般競争入札情報（各課発注）ホームページに掲載する。

#### (6) 入札書の受付期限及び方法

令和7年3月18日（火）まで

SDGs・ESD推進課において交付された入札書郵送用指定封筒（以下「指定封筒」という。）を用いて、岡山大供郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便での郵送により受け付けるので、公告文、仕様書等に対する質問回答を確認した後に郵送すること。ただし、**岡山大供郵便局に期限内必着**※のこと。なお、岡山大供郵便局は配達業務を行っていないため、岡山大供郵便局窓口に差し出された郵便物等はすべていったん岡山

中央郵便局に引き渡しすることとなっており、所定の区分作業を経たのち翌日以降に岡山県大供郵便局に再び配達されることとなっている。**上記の岡山県大供郵便局に期限内必着※とは、岡山中央郵便局から岡山県大供郵便局に配達された日時を指し、岡山県大供郵便局に入札書を提出した日ではない。**郵便物を岡山県大供郵便局窓口へ差し出された場合、岡山中央郵便局を経て再び**岡山県大供郵便局に配達されるのは早くても翌日以降のため、入札書提出締め切り日に岡山県大供郵便局へ提出しても締め切りに間に合わないことに留意されたい。**

<宛先>

〒700-0913 岡山県大供郵便局留 岡山市役所SDGs・ESD推進課宛

(7) 開札日時及び場所

令和7年3月19日（水）午後2時00分から

岡山市役所本庁舎7階 大会議室控室

開札は、入札参加者を立ち合わせて行う。ただし、立会者は先着順で5人以内とする。代表者又は受任者以外の者が立ち会うときは立会を委任する旨を記した委任状を持参すること。なお、立会希望者がいない場合は、入札に関係のない職員を立ち合わせて行うこととする。

4 参加資格の確認に関する事項

(1) 参加資格確認申請書類

岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱第9条第5項により参加資格の有無の確認を行う対象者（以下「確認対象者」という。）となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類（以下「確認申請書等」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。確認申請書等は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。

添付書類

ア. 指名停止等措置状況調書（様式第2号）

（共同企業体での参加の場合は構成員全員のもの）

イ. 実績調書（様式第3号）

（相手方名称の記載ができない場合は、実績作業内容がわかる資料も添付）

ウ. イについて、公告で定めている実績が確認できる資料（契約書・仕様書等）の写し

エ. 共同企業体協定書及び委任状(共同企業体での参加の場合のみ)

(2) 確認申請書等の提出方法

受付場所へ持参すること。

\*受付は窓口受付のみとする。窓口受付時には確認申請書等の内容確認は一切行わない。

(3) 確認申請書等受付期限

令和7年3月26日（水）午後5時まで

(4) 確認申請書等受付場所

岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階 SDGs・ESD推進課

5 その他

(1) その他詳細は一般委託・役務等の一般競争入札公告共通事項及び仕様書による。

(2) 参加にあたっては、公告文等に加え、契約書（案）及び仕様書等（仕様書及びこれに対する質問回答書）についても熟読し内容把握した上で入札すること。

(3) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

SDGs・ESD推進課

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号

電話086-803-1354